

## 射水市自殺対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を実施することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、射水市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者並びに次に掲げる機関及び団体（以下この項において「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) 警察・消防機関
- (5) 民間団体
- (6) その他市長が必要と認める団体等

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 会議を公開することにより、協議会の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第6条 委員及び会議に出席した者は、射水市個人情報保護条例（平成17年射水市条例第21号）の規定を遵守するとともに、会議の上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行後の最初の委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。